

平成26年3月
警察庁

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年1月24日から同年2月22日までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行ったところ、934件の御意見を頂きました。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則
(平成26年国家公安委員会規則第3号)

2 命令等の案を公示した日

平成26年1月24日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています(頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 934件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム 466件

電子メール 444件

F A X 6件

郵 送 18件

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 遊技料金に関する基準について

この項目に関しては、意見を募集した改正案（以下「改正案」という。）について賛成する御意見のほか、改正案に反対する御意見として、

あくまでも遊技なので、遊技料金の上限額を引き下げた方が良い。

細かい表示になってしまうと面倒なので、現行のままとする方が良い。

店の負担を考え、遊技料金の上限額をもっと引き上げるべきである。

という旨の御意見がありました。

本年4月1日から、消費税率（消費税及び地方消費税の税率を合計したもの）が引き上げられることから、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（以下「消費税額等」という。）の増額分をぱちんこ屋等の客に円滑かつ適切に転嫁するためには、遊技料金の上限額を増額分が反映された額にまで引き上げることが適当であると考えています。

2 賞品の価格の最高限度に関する基準について

この項目に関しては、改正案について賛成する御意見のほか、改正案に反対する御意見として、

賞品の最高限度額について、「9,600円＋消費税」との規定では分かりづらいため、「1万円＋消費税」と規定してほしい。

賞品を魅力あるものとするため、賞品の最高限度額をもっと引き上げてほしい。

大衆娯楽なので、賞品の最高限度額は現行のままとし、消費税分であっても引き上げない方が良い。

という旨の御意見がありました。

現在の賞品の価格の最高限度に関する基準は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）のぱちんこ遊技機に係る技術上の規格における大当たりの出玉数の上限である2,400玉に、遊技料金である1玉4円を乗じて得た額（9,600円）に消費税率5%の消費税額等を加えた金額が、おおむね1万円であること等から1万円としているものです。

今回の改正は、消費税率の引上げに伴い、消費税額等の増額分を賞品の最高限度額に反映させるために行うものですが、引き続き2,400玉相当の額とすることが適当と考えられることから、1玉当たりの上限を4円に消費税額等を加えた金額に改正することに伴い、9,600円に消費税額等を加えた金額（消費税率8%の下では10,368円）に改正することが適当であると考えています。

3 その他所要の改正について

その他、遊技機の基準に関して、改正案について賛成する御意見のほか、改正案に反対する御意見として、

客離れを防ぐため、1分間に遊技できる金額をもっと引き上げてほしい。

射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準であり、1分間に遊技できる金額を引き下げた方がよい。

という旨の御意見がありました。

今回の改正は、消費税率の引上げに伴い行うものであることから、遊技機の基準における1分間の遊技料金の上限額については、現行の上限額に消費税額等を反映させた金額に改正することが適当であると考えています。

なお、遊技機の基準については今般の改正による実質的な変更はありません。

4 その他について

今回の改正の内容に関する御意見ではありませんが、

様々な問題があるが、なぜぱちんこは廃止されないのか。

射幸性を著しくあおる行為や明らかに法を曲げる行為をする店に対しては、更なる厳罰化をもって対応する方がよい。

という旨の御意見がありました。

ぱちんこは、代表的な大衆娯楽の一つではありますが、ぱちんこ営業は、遊技の結果に応じて客に賞品を提供するものであり、その営業の態様によっては、著しく客の射幸心をそそることとなり、善良の風俗等を害するおそれがあることから、必要な規制が行われているところです。

今後とも、警察では、違法営業に対する厳正な取締りを始めとする各種取組を通じて、ぱちんこ営業の健全化を進めてまいります。